

## 電波法の一部を改正する法律

第一条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十五条第二項中「混信又は」を「混信若しくは」に改め、「関する調査」の下に「又は第二十七条の十二第二項第五号に規定する終了促進措置」を、「当該調査」の下に「又は当該終了促進措置」を加え、同条第三項中「調査」の下に「又は終了促進措置」を加える。

第二十七条の十二第二項第二号中「事項」の下に「（現にその周波数の全部又は一部を当該特定基地局以外の無線局が使用している場合であつて、その周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められているときは、その周波数及びその期限の満了の日を含む。）」を加え、同項第五号中「当該特定基地局」を「前各号に掲げるもののほか、当該特定基地局」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第二号括弧書に規定する場合において、同号括弧書に規定する日以前に当該特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、当該周波数を現に使用している無線局による

当該周波数の使用を同日前に終了させるために当該特定基地局を開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置（次条第二項第九号及び第一百六十六条第八号において「終了促進措置」という。）に関する事項

第二十七条の十三第二項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 終了促進措置を行う場合にあつては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法

第二十七条の十三第四項第三号中「すべて」を「全て」に、「可能である」を「現に可能であり、又は早期に可能となることが確実であると認められる」に改め、同条第六項中「五年」の下に「（前条第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年）」を加える。

第二十七条の十四第四項中「前条第一項の認定を受けた日から起算して六年」を「一年」に改める。

第一百三条の二第二項中「無線局の免許の日」の下に「（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）」を加え、同条第三項中「起算して六月を経過する日」の下に「（認定計画に係る指定された周波数の

電波が当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日後に広域専用電波となつた場合にあつては、  
その認定を受けた日から起算して六月を経過する日又は当該指定された周波数の電波が広域専用電波とな  
つた日のいずれか遅い日。以下この項において「六月経過日」という。」を加え、「当該六月を経過す  
る日」を「当該六月経過日」に改める。

第一百六条第八号中「調査」の下に「又は終了促進措置」を加える。

別表第六備考第九号中「二まで」を「ホまで」に改め、同号に次のように加える。

ホ 六の項に掲げる無線局 五千四百円

第二条 電波法の一部を次のように改正する。

第一百三条の二第二項中「八千七十八万六千六百円」を「九千五百十四万八千九百円」に、「百四十七万  
九千百円」を「百七十七万四千九百円」に改め、同条第五項及び第六項中「三百六十円」を「四百三十円  
」に、「二百五十円」を「二百円」に、「三百八十円」を「四百五十円」に改める。

別表第六を次のように改める。

別表第六（第一百三条の二関係）

無線局の区分

一 移動する無線局 (三の項) から五の項まで及ぶ八の項 項まで及るもの に掲げる無線局を除く。二の項において同じ。)	三千メガヘルツ以下の電波を使用するもの	航空機局若しくは船舶局又はこれらの無線局が使用するもの	電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用するもの	その他のもの	使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツ以下のもの	
使用する電波の周波	ルツ以下のもの の幅が六メガヘルツを超え十五メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツ以下のもの	空中線電力が〇・〇五ワットを超えるものの	空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	空中線電力が〇・〇五ワットを超える〇・〇七百円	五百円
空中線電力が〇・〇 ワットを超えるもの	空中線電力が〇・五 ワットを超えるもの	空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	五ワットを超える〇・〇八千九百円	八千九百円	五百円	五百円
千五百円	八百円	九十六万六千				金額

数の幅が十五メガヘルツを超えるもの	空中線電力が○・○ヘルツ以下のもの	五ワット以下のもの	五ワットを超える○・五ワットを超えるもの	空中線電力が○・五ワットを超えるもの	五ワット以下のもの
ルツを超えるものの幅が三十メガヘルツを超えるもの	空中線電力が○・○ヘルツ以下のもの	五ワット以下のもの	五ワットを超える○・五ワットを超えるもの	空中線電力が○・五ワットを超えるもの	五ワット以下のもの
空中線電力が○・五ワットを超えるものの幅が三十メガヘルツを超えるもの	空中線電力が○・○五ワット以下のもの	五ワット以下のもの	五ワットを超える○・五ワットを超えるもの	空中線電力が○・五ワットを超えるもの	五ワット以下のもの

					三千メガヘルツを超える電波の周波数の幅が百メガヘルツ以下のもの
する無線	二移動しない無線	三千メガヘルツ以下の電波を使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	六千メガヘルツ以下の電波を使用するもの	三千メガヘルツを超え ルツを超え ルツを超え ルツを超え
するもの	周波数の電波を使用す る局であつて、移動す る電波を受信することにより一定	ガヘルツを超えるものであつて、 電波を発射しようとすると場合にお いて当該電波と周波数を同じくす る電波を受信することにより一定	使用する電波の周波数の幅が六メ ガヘルツを超えるものであつて、 電波を発射しようとすると場合にお いて当該電波と周波数を同じくす る電波を受信することにより一定	六千メガヘルツを超える電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの	六千メガヘルツ以下の電波を使用するもの
設置場所が第三地域	設置場所が第一地域 の区域内にあるもの	設置場所が第二地域 の区域内にあるもの	五百円	七万八千円	五百円
六千九百円	二万六百円	三万七千八百円			

局又は携 帯して使 用するた めの受信 設備と通 信を行う ために陸 上に開設 するもの (六の項 及び八の 項に掲げ る無線局 周波数の電 ルツ以下の 六千メガヘ ルツを超え ルツを超え 三千メガヘ	の時間当該周波数の電波を発射し ないことを確保する機能を有する もの	その他のもの	の区域内にあるもの	設置場所が第四地域 の区域内にあるもの	の区域内にあるもの
空中線電力が○・○一ワットを超えるもの	空中線電力が○・○一ワット以下のもの	空中線電力が○・○一ワット以下のもの の 一ワットを超えるも	空中線電力が○・○一ワット以下のもの	空中線電力が○・○一ワット以下のもの	空中線電力が○・○一ワット以下のもの
八千九百円	七千三百円	八千九百円	七千三百円	三千五百円	

を除く。

)

波を使用す

るもの

三 人工衛

星局 (八

の項に掲

げる無線

局を除く

。)

るもの

波を使用す

周波数の電

ルツ以下の

三千メガヘ

ルツ以下のもの

二百九十一万

六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの

三千五百円

使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの

一千三百円

使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの

一億三千十六

周波数の電

ルツを超

三千メガヘ

ルツを超え

ルツ以下のもの

七万八千八百

使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの

十三万二千二

百円

六千メガヘルツ以下のもの

三千二百二十

万七千七百円

円

波を使用するもの	メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が五百メガヘルツを超えるもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	星局の中	人工衛星により	四 人工衛星	を行う無線通信のもの
二万五千九百円	二億千八百八十三万九千八百円	二十三万二千二百円	百七十八万七千八百円	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	十八万八百円
九千七百四十円	二十三万九千八百円	百三万二千二百円	百八百円	七千八百八十三万九千八百円	六千メガヘルツ以下のもの	六千メガヘルツ以上のもの	周波数の電波を使用するもの

線局（五

の項及び  
八の項に

掲げる無  
線局を除  
く。）

の区域内にあるもの	設置場所が第四地域	の区域内にあるもの	設置場所が第一地域	の区域内にあるもの	設置場所が第二地域	の区域内にあるもの	設置場所が第三地域	の区域内にあるもの	設置場所が第四地域
メガヘルツを超える電波の周波数の幅が五十 メガヘルツを超える百メガヘルツ以 下のもの	ガヘルツを超える五十メガヘルツ以 下のもの	ガヘルツを超える電波の周波数の幅が三メ ガヘルツを超える五十メガヘルツ以 下のもの							
の区域内にあるもの	の区域内にあるもの	の区域内にあるもの	の区域内にあるもの	の区域内にあるもの	の区域内にあるもの	の区域内にあるもの	の区域内にあるもの	の区域内にあるもの	の区域内にあるもの
設置場所が第一地域	設置場所が第四地域	設置場所が第三地域	設置場所が第二地域	設置場所が第一地域	設置場所が第三地域	設置場所が第二地域	設置場所が第四地域	設置場所が第一地域	設置場所が第四地域
八十一万六千 百円	一億六千六百 円	四十万九千五 百円	百二十二万四 千円	六百十一万千 円	万九千七百円	千二百二十一 円	六千五百円	六万一千八百円	六万一千八百円

下のもの

設置場所が第二地域 の区域内にあるもの	設置場所が第三地域 の区域内にあるもの	設置場所が第四地域 の区域内にあるもの	設置場所が第一地域 の区域内にあるもの	設置場所が第二地域 の区域内にあるもの	設置場所が第三地域 の区域内にあるもの	設置場所が第四地域 の区域内にあるもの	下のもの
八千三百四十 万九千二百円	五千六百六十八 万三千七百円	五百五十六万 二千七百円	三億三千五百 七十四万四千 六百円	四百円	八十七万三千 一億六千七百 四百円	の区域内にあるもの 設置場所が第二地域 の区域内にあるもの	ガヘルツを超えるもの 使用する電波の周波数の幅が百メ

の項及び 波を使用す るもの	六 基幹放 送局（三 の項、七	六千メガヘルツ以下の電波数の電波を用いるもの	五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するため開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの（八の項に掲げる無線局を除く。）	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	の区域内にあるもの	設置場所が第三地域 の区域内にあるもの 七万六千六百円
空中線電力が二キロ ワット未満のもの	空中線電力が〇・〇一ワット未満のもの	空中線電力が〇・〇一ワット以上二キロワット未満のもの	一千五百円	六万九千八百円	設置場所が第四地域 の区域内にあるもの 千百十九万三千三百五十円	
設置場所が特定地域	十六万三千百円	九百円	十六万三千百円	千七百円		

八の項に

るもの

掲げる無

線局を除

く。)

その他のも		ワット以上十キロワ 以外の区域内にある					
ツ以下のも		空中線電力が十キロワット以上のもの			ツト未満のもの		
ワット以下のもの	ツト未満のもの	空中線電力が二百ワ	空中線電力が二百ワ	空中線電力が十キロワット以上のも	その他のも	もの	もの
ワット以下のもの	ツト未満のもの	ツトを超える五十キロ	空中線電力が二百ワ	空中線電力が十キロワット以上のも	その他のも	もの	もの
十七万七百円	円	四万九千二百	円	六十八万八百	円	三万六千三百	六千九百九十

七 第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局及び多重放送をする無線局（三の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）	空中線電力が五十キロワットを超えるもの				
	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	空中線電力が二十ワット以下のもの	空中線電力が二十九万七百円	四万九千二百円	三千五百円
二百円	九百円	三千五百円	二百九十六万	十七万七百円	二百九十六万

八 実験等無線局及びアマチュア無線局

		九 その他 の無線局						
三千メガヘルツ以下 の電波を使用するもの	ルツ以下の周波数の電波を使用するもの	三千メガヘルツを超えるもの	ガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域	設置場所が第二地域	設置場所が第三地域	設置場所が第四地域	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの
六千メガヘルツを超えるもの（多く）	放送の業務の用に供するもの	使用する電波の周波数の幅が四百キロヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	の区域内にあるもの	三百円
設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	円	九万六千三百	六百円	二十六万九千	六百円	五百円	二百六十万九千五百円
十二万八千百	六百円	二十四万六千	九万六千三百	六百円	二十六万九千	六百円	五百円	三千八百円

ルツ以下の電波を使用するもの（重放送の業務の用に供するものを除く。）

の区域内にあるものの設置場所が第四地域の区域内にあるもの	の区域内にあるものの設置場所が第三地域	の区域内にあるものの設置場所が第二地域	の区域内にあるものの設置場所が第一地域	の区域内にあるものの設置場所が第四地域	の区域内にあるものの設置場所が第三地域	の区域内にあるものの設置場所が第二地域	の区域内にあるものの設置場所が第一地域
円 三万三千三百	円 八万七百円	円 三十六万五千	円 七十二万三百	円 一万七千五百	円 三万三千三百	円 三万三千三百	円

使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの						
		設置場所が第一地域		設置場所が第二地域		
		の区域内にあるもの	の区域内にあるものの	設置場所が第三地域	設置場所が第四地域	の区域内にあるもの
のもの以外 るもの	放送の業務 の用に供す るもの	多重放送の業務の用に供するもの				
数の幅が三メガヘルツ の区域内にあるもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ のもの	設置場所が第一地域	設置場所が第二地域	設置場所が第三地域	設置場所が第四地域	の区域内にあるもの
千五百円	二百六十万九	三万一千八百円	三万一千八百円	三百六万五千	三百六万五千	九千八百円

ツを超える三十メガヘルツ以下のもの

ツを超える三十メガヘルツ以下のもの

設置場所が第二地域

百三十万九千

の区域内にあるもの

六百円

設置場所が第三地域

二十六万九千

の区域内にあるもの

六百円

設置場所が第四地域

九万六千三百

の区域内にあるもの

六万六千円

使用する電波の周波数の幅が三十メガヘルツを超える三百メガ

ヘルツ以下のもの

設置場所が第一地域

八千四百七十

設置場所が第二地域

六万六千円

設置場所が第三地域

八万七千八百

設置場所が第四地域

四千二百三十

の区域内にあるもの

八百五十万二千六百円

の区域内にあるもの

六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が三百メガヘルツを超えるもの						設置場所が第四地域の区域内にあるものの区域内にあるもの
	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	二億九百五十万円	二千八十六万円	
円 一万七千五百	三百円	七百二万九千	二千九十八万	二千九百円	八万五千三百	六万九百円	九千五百円

一 この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。

二 この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く。）をいう。

三 この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県の区域（第四地域を除く。）をいう。

四 この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域（第四

地域を除く。）をいう。

五 この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する奄美群島、小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。

六 この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。

七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

八 三千メガヘルツ以下の周波数及び三千メガヘルツを超えて六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、一の項、三の項、四の項及び九の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツを超えて六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、二百円を控除した金額とする。

九 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち第百三条の二第二項に規定

する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、二百円とする。

十 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他この表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失すこととなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

別表第七の一の項中「〇・〇三〇〇」を「〇・〇二九五」に改め、同表の二の項中「〇・〇五一四」を「〇・〇五〇一」に改め、同表の三の項中「〇・四五〇四」を「〇・四五四六」に改め、同表の四の項中「〇・〇一四七」を「〇・〇一四三」に改め、同表の五の項中「〇・〇一六六」を「〇・〇一六四」に改め、同表の六の項中「〇・一一九四」を「〇・一一九五」に改め、同表の七の項中「〇・一六五八」を「〇・一六五二」に改め、同表の八の項中「〇・〇四〇九」を「〇・〇四〇四」に改め、同表の九の項中「〇・〇一二〇」を「〇・〇二一六」に改め、同表の十の項中「〇・〇七一五」を「〇・〇七〇八」に改め

、同表の十一の項中「〇・〇〇七四」を「〇・〇〇七五」に改め、同表の十二の項中「〇・五六三」を「〇・五五八六」に改め、同表の十三の項中「〇・四四三七」を「〇・四四一四」に改め、同表の十五の項中「〇・一二五一」を「〇・一二七三」に改め、同表の十六の項中「〇・〇八二九」を「〇・〇八二六」に改める。

別表第八の一の項中「二千七百五十円」を「二千三百二十円」に、「二千百八十円」を「千三百八十円」に、「千七百二十円」を「四百四十円」に、「千六百五十円」を「二百六十円」に改め、同表の二の項中「二千八九十円」を「千三百八十九円」に改め、同表備考を次のように改める。

**備考** この表において「設置場所」、「第一地域」、「第二地域」、「第三地域」又は「第四地域」とは、それぞれ別表第六備考第一号から第五号までに規定する設置場所、第一地域、第二地域、第三地域又は第四地域をいう。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（附則第四条に

において「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電波法第百三条の二第二項及び第三項並びに別表第六備考第九号の改正規定並びに次条、附

則第五条及び第七条の規定 公布の日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（電波監理審議会への諮問）

第二条 総務大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の電波法第二十七条の十二第一項の規定による開設指針の制定又は同法第二十七条の十三第六項の規定による総務省令の改正のために、電波監理審議会に諮問することができる。

（免許の有効期間に関する経過措置）

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に第一条の規定による改正前の電波法第十三条第二項の無線局の免許を受けている者の当該免許の有効期間については、第一条の規定による改正後の電波法第

十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(電波利用料に関する経過措置)

第四条 施行日前に免許又は第二条の規定による改正前の電波法（以下この条において「旧法」という。）

第二十七条の十八第一項の登録を受けた無線局については、第二条の規定による改正後の電波法（以下この条において「新法」という。）第一百三条の二第一項、第五項、第六項及び第十三項の規定は、施行日以後最初に到来する応当日等（同条第一項に規定する応当日（以下この条において単に「応当日」という。）又は新法第一百三条の二第五項に規定する包括免許等の日に応当する日をいう。以下この項において同じ。）以後の期間に係る電波利用料について適用し、当該応当日等前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

2 新法第一百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額が旧法第一百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額に満たない無線局に係る電波利用料であつて、同条第十五項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る新法第一百三条の二第一項及び第十三項の規定による電波利用料の金額を超える部分を還付する。

3 新法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額が旧法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額を超える無線局に係る電波利用料であつて、同条第十五項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、新法第百三条の二第一項の規定により当該前納に係る期間のうち当該応当日以後の各一年の期間につき納付すべきこととなる電波利用料に、先に到来する一年の期間の分から順次充当するものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正)

第六条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第一百十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「、第十三条第二項」を削る。

(調整規定)

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第

六十五号）の施行の日前である場合には、第一条のうち第二十七条の十三第二項の改正規定中「第二十七条の十三第二項第九号を同項第十号とし、同項」とあるのは、「第二十七条の十三第二項中「から第九号まで」を「、第八号及び第十号」に改め、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、」とする。

2 前項の場合において、放送法等の一部を改正する法律第四条のうち第二十七条の十三第二項の改正規定中「から第九号まで」とあるのは「、第八号及び第十号」と、「同項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし」とあるのは「同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし」とする。